

## 会議録

- ◇ 会議の名称 平成 27 年度第 4 回君津市介護保険運営協議会
- ◇ 開催日時 平成 28 年 3 月 18 日（金） 19 時 00 分～20 時 20 分
- ◇ 会 場 君津市役所 6 階 6 0 1 会議室
- ◇ 公開又は非公開の別 公開
- ◇ 出席委員 茂田 真里、芳賀 敏三、仲野 和夫、鈴木 由紀子、  
箱田 純子、原 比佐志、齊藤 昭、秋元 一寛、石井 米夫  
以上 9 名
- ◇ 出席職員 和田高齢者支援課長、田渕地域包括支援室長、石川係長、  
三澤係長、川村主任主事  
以上 5 名
- ◇ 出席者 医療法人社団今城会 石井 彰  
社会福祉法人芙蓉会 水野谷 繁、鈴木 喜美子  
以上 3 名
- ◇ 傍聴者 なし（定員 5 名）
- ◇ 議 題
  - 1 会長及び副会長の選出について
  - 2 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正について
  - 3 地域包括支援センターの設置及び指定介護予防支援事業所の指定の承認について
  - 4 地域包括支援センター運営方針及び平成 2 8 年度事業計画について

## 1 開 会

(石川係長)

定刻になりましたので、平成27年度第4回介護保険運営協議会を開催いたします。

本日進行を務めます、保健福祉部高齢者支援課の石川です。

よろしく願いいたします。

なお、本日の運営協議会ですが、君津市中部地域包括支援センター、君津市東部地域包括支援センターの受託法人であります医療法人社団今城会、社会福祉法人芙蓉会から、この後の議題の説明者として、会議への出席を予定しております。

議事に先立ちまして、介護保険運営協議会委員の辞任に伴う改選がありましたのでご報告させていただきます。

この度、介護保険運営協議会の委員としてご尽力いただいております伊賀委員、水野谷委員のお二方から、委員を辞任する届出がされたため、後任の委員として、茂田真里様、箱田純子様を選任されました。

君津市介護保険規則第5条の5第1項の規定により、会議の議長は、会長が務めることになっておりますが、伊賀委員が辞任されたため、会長が不在となっております。

君津市介護保険規則第5条の4第4項の規定により、会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理するとありますので、芳賀副会長に議事進行をお願いいたします。

## 2 議 題

【仮議長：芳賀副会長】

(議長)

会長が不在のため、暫時、議長を務めさせていただきます。よろしく願いします。

それでは、議題1「会長及び副会長の選出について」でございます。

会長及び副会長の選出方法は、君津市介護保険規則の規定によりまして、委員の互選となっております。

よって、この選出については、委員の皆様による推薦によりたいと存じます。

はじめに、会長について、どなたか推薦がございませんか。

(仲野委員)

会長につきましては、君津木更津医師会から推薦された伊賀委員が務められておりましたので、後任の茂田委員はいかがでしょうか。

(議長)

ただいま、茂田委員を会長にとの推薦がありました。  
他に、推薦される方ございますか。  
他にないようでございますので、お諮りいたします。  
茂田委員を会長とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声があがる。—

(議長)

ご異議なしと認め、会長を茂田委員に決定いたします。  
ただいま、会長が選任されましたので、私の議事進行はここまでとさせていただきます。  
ご協力ありがとうございました。

(石川係長)

茂田会長には、お席を移動していただき、これ以降の議事進行をお願いいたします。

—会長就任の挨拶—

【議長：茂田会長】

(議長)

それでは続いて、副会長の選出について、どなたか推薦がございませんか。

(仲野委員)

副会長につきましては、介護保険に精通していらっしゃる芳賀委員に引き続きお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

(議長)

ただいま、芳賀委員を副会長にとの推薦がありました。  
他に、推薦される方ございますか。  
他にないようでございますので、お諮りいたします。  
芳賀委員を副会長とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声があがる。—

(議長)

ご異議なしと認め、副会長を芳賀委員に決定いたします。

次に、議題2「介指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正について」を議題にいたします。

事務局の説明をお願いします。

(事務局)

資料に基づき説明

**【概要】**

平成28年4月1日から、小規模な事業所（利用定員18名以下の事業所を対象とする予定）が、「地域密着型通所介護」事業所として、地域密着型サービスに移行すること等に伴って、国が定める地域密着型サービスの基準を定める厚生労働省令が一部改正された。

本市において、国が定める基準に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める次の条例及び規則を一部改正したい。

- 1 君津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年君津市条例第7号）
  - 地域密着型通所介護及び療養通所介護の基本方針等を定める。
- 2 君津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則（平成25年君津市規則第4号）
  - 地域密着型通所介護及び療養通所介護の人員、運営、設備基準、認知症対応型通所介護における運営推進会議の規定を定める。
- 3 君津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則（平成25年君津市規則第5号）
  - 介護予防認知症対応型対応型通所介護における運営推進会議の規定を定める。

地域密着型通所介護への移行に際し、平成28年3月31時点で都道府県の指定を受けている通所介護事業所のうち利用定員が18名以下の事業所は、事業所が所在する市町村及び平成28年3月31日において事業所が所在する市町村以外の他市町村の被保険者が利用している場合は当該他市町村から地域密着型通所介護の事業者指定をうけたものとみなされるため、移行時に事業者の指定手続きや同意は不要である。

なお、本市に所在する通所介護を提供する27事業所のうち、19事業所が地域

密着型通所介護に移行する予定となっている。

しかし、平成28年3月31日に都道府県の指定の有効期間が満了する事業所については、「みなし指定」の効力が生じないため、平成28年4月1日付けで地域密着型通所介護事業者としての市町村が指定する必要がある。

資料にある事業所は、他市町村に所在しており、平成28年3月31日に都道府県の指定の有効期間が満了するため、本市の被保険者がこの事業所での利用を継続するためには、介護保険法第78条の2第4項第4号の規定により、事業所が所在する市町村の同意を得たうえで、君津市が事業者の指定をする必要がある。

当該事業所が所在する市町村の同意を求めるとともに、本市が当該事業者を地域密着型通所介護事業者として指定したい。

(議長)

事務局からの説明が終わりましたが、ご質問のある方いらっしゃいますか。

(原委員)

利用定員が18名以下の通所介護事業所が地域密着型サービスに移行することによって、地域密着型サービスに移行した事業所を利用できるのは所在する市町村の方に限定されるのか。

(事務局)

おっしゃるとおりです。

ただし、平成28年3月末時点で他市町村に所在する事業所と利用契約を結んでいる方は、地域密着型サービスに移行後も、みなし指定により、この事業所を利用することができます。

平成28年4月以降は、新規に利用できる方は、原則、地域密着型通所介護事業所の所在する市町村の被保険者に限定されます。

(芳賀委員)

小規模な通所介護事業所が地域密着型サービスに移行することによって、今後、市町村による事業者の指定、監査、指導がおこなわれることになるのか。

(事務局)

おっしゃるとおりです。

また、地域密着型通所介護への移行等が考慮され、市町村の事務負担軽減のため、介護保険法第78条の2第7項の改正によって、地域密着型サービス事業者の指定において、運営協議会等による関係者の意見反映の措置が緩和され、市町村の努力

義務とされました。

この改正に伴い、今後、地域密着型通所介護の事業者指定については、事業者指定の件数等を勘案し、原則、運営協議会への事後報告とさせていただきたいと考えております。

(秋元委員)

今後、介護保険事業計画において、地域密着型通所介護事業所の整備を行うのか。

(事務局)

地域密着型通所介護事業者の指定については、現時点では、申請があった事業者が条例等に定める基準を満たしている場合には指定を行う方針でおります。

ただし、平成30年度からの次期事業計画においては、事業所数等を勘案し、地域密着型通所介護事業所の整備計画を行うかは、今後、検討を行いたいと考えております。

(議長)

事務局からの説明が終わりましたが、ご質問のある方いらっしゃいますか。

ご質問がなければ、裁決に移ります。

事務局の原案について、承認される方は挙手をお願いいたします。

この議題について、挙手全員により、原案どおり可決されました。

では、次に、議題3「地域包括支援センターの設置及び指定介護予防支援事業所の指定の承認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

(事務局)

説明に入ります前に、本議題及び次の議題の説明者として、関係者の出席をお認めいただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(議長)

ただいまの事務局からの提案のありました、関係者の出席を認めることとしてよろしいでしょうか。

— 「異議なし」の声があがる。 —

(議長)

では、関係者の方は入室してください。

一医療法人社団今城会 石井 彰、社会福祉法人芙蓉会 水野谷 繁、鈴木 喜美子 入室一

(事務局)

では、議題3「地域包括支援センターの設置及び指定介護予防支援事業所の指定の承認について」を説明させていただきます。

資料に基づき説明

**【概要】**

本市の地域包括支援センターは、平成18年10月から市の直営1か所で運営していたが、平成27年3月に策定した「君津市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」において、市内を3区域に分け、うち2区域を委託する方針とし、平成27年11月に受託法人の選定を行った。

受託法人である医療法人社団今城会及び社会福祉法人芙蓉会から、平成28年4月1日からの地域包括支援センターの設置及び指定介護予防支援事業所の指定について、市へ申請が提出されたため、これについて承認されたい。

中部地域包括支援センターの人員は、看護師2名、社会福祉士1名、主任介護支援専門員2名と事務員1名の計6名を配置する。

東部地域包括支援センターの人員は、看護師1名、社会福祉士2名、主任介護支援専門員1名と事務員1名の計5名を配置する。

管理者は、中部地域包括支援センター、東部地域包括支援センターとも主任介護支援専門員が兼務する。

事務局にて提出書類を審査し、両地域包括支援センターが本市の条例等に定める地域包括支援センター及び指定介護予防支援事業所の人員等の基準を満たしていることを確認した。

(議長)

事務局からの説明が終わりましたが、何かご質問ございますか。

ないようですので、この議題の可決について挙手をお願いします。

挙手全員により、原案どおり承認されました。

では、次に、議題4「地域包括支援センター運営方針及び平成28年度事業計画について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

(事務局)

資料に基づき説明

**【概要】**

本市が地域包括支援センターの運営を委託するにあたって事業者に対して示す「運営方針」及び各地域包括支援センターの「平成28年度事業計画」(案)について、承認されたい。

事務局 資料に基づき説明

平成28年度 君津市地域包括支援センター設置運営方針 (案)

- 1 設置運営方針策定の趣旨
- 2 地域包括支援センターの設置方針
- 3 運営上の基本的考え方や理念
- 4 業務推進の方針

各地域包括支援センター 資料に基づき説明

平成28年度 君津市地域包括支援センター 事業計画 (案)

- 1 担当職員数、担当業務
- 2 総合目標、担当地区の課題
- 3 業務別目標、取組概要

(議長)

事務局からの説明が終わりましたが、この議題についてご質問ございますか。

(仲野委員)

市が実施する事業で、各地区の自治会館等で「健康運動教室」を実施する健康増進モデル事業があるが、この事業と各地域包括支援センターが実施する介護予防事業を結び付けて、市民の介護予防に務めていただきたい。

(鈴木委員)

私も、地域包括支援センターの職員が健康運動教室等に出向き講座を実施することによって、市民への介護予防活動の普及啓発を行っていただきたいと思いません。

(事務局)

お二方がおっしゃったように、今後、健康増進モデル事業等を活用した介護予防事業実施を検討したいと思います。



(議長)

他にご質問ございますか。

ないようですので、この議題について裁決を取りたいと思います。

事務局の案について、承認される方は挙手をお願いいたします。

挙手全員と認め、この議題は原案どおり承認されました。

以上で、本日の議題は、すべて終了いたしました。

皆様、ご協力ありがとうございました。

### 3 閉 会

(石川係長)

茂田会長、ありがとうございました。

以上を持ちまして、君津市介護保険運営協議会を閉会いたします。

本日は、ご多用のところ、誠にありがとうございました。